

第7日

平成29年3月6日（月）

午前9時30分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、3月3日に引き続き一般質問を行います。

それでは最初に、3番佐々木明子議員の質問を許可します。3番佐々木明子議員。

（3番佐々木明子君登壇）

○3番（佐々木明子君） おはようございます。3番議員、佐々木明子でございます。本日はお忙しい中、傍聴においでくださいますと、本当にありがとうございます。

月日のたつのは早いもので、梅の花が咲き、桃の花が咲き、桜の開花が待たれる季節になりました。3月末日をもちまして退職される職員の皆様、長い間、本当にお疲れさまでした。

しかし、退職されるとはいえ、まだまだ長い人生です。健康に留意され、今まで培われた多くの経験と知識をもとに、これからも御活躍されますことをお願いいたします。

さて、平成29年度施政方針が出されました。まず驚いたのが、総合的体育施設建設工事着手時期の見直しについてでした。私、議員になる前に体育施設建設の審議員をしております、大層喜んでおりました。サブ体育館もできて、大きな国際試合もできるような体育館をつくりたいなど。そのときの審議員一同、本当に喜んで計画に携わっておりました。今回の建設の見直しは非常に残念でございますが、朝倉市にとって賢い選択になったと、多くの市民が納得する結果になることを願いたいと思います。

次に驚いたのが、市長の目指す日本一のふるさと朝倉づくりに付随する、たくさんの施策や事業です。特にファミリーサポートセンター利用金助成、高校生の提言をいち早く取り入れた移動式赤ちゃんの駅事業、祖父母世代の子育てサポートガイド本の祖父母手帳、新入学児童生徒への入学準備金、前年度支給金、婚姻歴のないひとり親の子育て支援の適用など、私、女性議員の会を県内でも持っておりますが、みんな本当驚いて高い評価を受けております。さらに、それぞれの部署で地域の特色や資源を生かした事業が計画されています。29年度も期待ができそうです。

私は、水と緑に恵まれ、食べ物のおいしい朝倉市、またいにしえの昔、女王卑弥呼が住んでいたかもしれない、歴史ロマンあふれる朝倉市が大好きです。

でも、市民の中には、ほかの市町村と比べてよい評価をしていない方もいらっしゃいます。なぜでしょうか。さらに、将来における朝倉市の人口減に歯どめをかけるには、どうしたらよいのでしょうか。私は、この朝倉市の魅力をもっともっと上手に情報発信していくのも解決策の一つだと考えています。

これからは質問席で質問させていただきます。

(3番佐々木明子君降壇)

○議長(浅尾静二君) 3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) まず、朝倉市小中学校の学校司書、用務員の勤務条件について質問させていただきます。

朝倉市の直近の職員の任用状況がわかりましたらお知らせください。お願いします。

○議長(浅尾静二君) 総務部長。

○総務部長(鶴田 浩君) 職員の任用状況でございます。職員には正職員と非正規職員と分かれておりまして、2月23日現在で申し述べます。正職員数は一般職476人です。そして、非正規職員数317人です。317人の内訳は、嘱託職員が232人、臨時職員が85人となっております。以上でございます。

○議長(浅尾静二君) 3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) それに派遣の職員も加わるでしょうから、大体正規職員と非正規職員、半々ぐらい、かなりたくさんの方で市を行政しているということがわかります。

それでは、学校司書、用務員の雇用形態と任用期間をお知らせください。

○議長(浅尾静二君) 教育部長。

○教育部長(秋穂修實君) まず、平成28年度の各学校図書司書、それから用務員ですが、学校図書司書が各小中学校に1名ずつの20名、臨時職員です。学校用務員は職員1名と臨時職員20名というふうになっています。

それから、雇用形態ですが、臨時的任用職員は1日7時間45分掛けの週5日勤務となっております。週38時間45分の勤務となっております。以上です。

○議長(浅尾静二君) 3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) 任用期間、1年を通してでしょうか。

○議長(浅尾静二君) 教育部長。

○教育部長(秋穂修實君) 任用期間につきましては、4月から7月まで及び9月から3月までの任用となっております。夏休み期間中の8月、この1カ月間は任用をしておりません。

この理由なんですけど、臨時的任用職員は12カ月を超えて連続して任用することができないため、朝倉市臨時的任用職員に関する規則第5条の規定によりまして、退職後1カ月相当の期間を経過しなければ再び任用することができないこととなっております。あわせて図書司書については、夏休み期間中、8月は担任が駐在しておらず、危険防止も含めまして、児童生徒の校舎への立ち入りを制限しているという状況でございます。

○議長(浅尾静二君) 3番佐々木明子議員。

○3番(佐々木明子君) 夏休みの8月が途切れるというのも考えられませんが、その間の健康保険、雇用保険はどうなっておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 入っておりません。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） まず、学校司書から質問させていただきます。

平成26年に学校図書館法が改正になっております。学校図書館には、どのような役割が求められておるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 具体的な職務内容につきましては、まず図書司書、図書室資料を収集し、児童または生徒及び職員の利用に関する事、学校図書の施設及び備品の管理に関する事、図書の貸し出しに関する事、児童生徒の読書に関する事、図書及び物品の購入並びに整理に関する事、読書会その他読書活動に関する事、その他校長が指示する業務に関する事というふうになっています。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ただいまのは学校司書に対する職務内容だったと思いますが、私は、学校図書館はどのような役割が求められていますかというのをお聞きしたんですが、私が調べたところによりますと、読書活動の拠点であり、読書センター、授業に必要な資料の整備など、学習支援を行う学習センター、情報活動能力を育むのに必要な支援を行う情報センター、そのような役割が求められていると載っておりました。

それで、今おっしゃられました学校司書に求められる役割としては、環境整備、読書活動推進や読む力の育成のための取り組み、資料の整備、学習支援、情報ニーズへの対応、情報活用能力育成支援などございまして、今までと比べて学校司書に対する、そういった要望といいますか、仕事内容といいますか、がたくさん、多くなっていると思います。

このたび学校司書、用務員の実態を調べるに当たりまして、市内の学校を少し回らせていただきました。それこそ小さな80人にも満たない学校から大きな700名ぐらいの学校まで、さまざまありましたけれど、それなりに図書館、図書室の先生は大変でございました。昼休みなんていうのはほとんどございませんでした。御存じのように、昼休みは子どもが図書館に参ります。ですから、昼御飯もそこそこに、トイレに行く時間もないぐらい頑張っておりました。

それはもちろん、だから今言いましたように、大きな学校も小さな学校も同じではございますが、それでも図書の先生、司書の先生は一生懸命頑張って仕事をされておりました。

それで、今夏休みに仕事といいますか、雇用は切れておりますが、夏休み期間というのは仕事、図書の先生には仕事はないと思われませんか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） あるかないのかと言われましたら、全くないわけではございません。先ほども申しましたような雇用形態も含めまして、現在は1カ月だけお休みして

いただいているということです。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） それはないことはないでしょうと言われれば、そうかもしれませんけれど、司書の先生にお伺いしたら、今も言いましたように、日ごろは生徒、子どものやりとりというか、対応だけで精いっぱい、いろんなことをしたい、本の修理もしたい、整理もしたい、こういったこともしたいというけども、ほとんどできない。ですから、もし夏休み期間中も雇用があれば、そのときにそういったこともしたい。それから、夏休みに子どもが来て、日ごろ、たくさん本を読めない、本を読んでいるということについても協力してあげたい。いろんな抱負を申されておりました。

例えば議会報告会で、馬田会場から、夏休みに小学校の図書館をもっとあけるべきだという御意見が出ておりました。その回答として、執行部につなげ検討したいと答えておりますが、検討しておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（高良恵一君） そのお話は聞いております。先ほどの補足説明であるんですけども、学校図書館法の中には図書司書と司書教諭というのがございまして、司書教諭については教員免許を持って、そういった専門的な図書館のいろんな活動するに当たって受講した者を司書教諭ということになっております。

お互いの役割分担をしながらやるわけでございますけれども、先ほど申しましたように、夏休みにつきましては担任等が常駐をしてないということはあるんですけども、各学校には職員が、先生、教師が出てきておりますので、その教師が出てきて、図書館で貸し出しができるような業務形態の日には、貸し出しができるようにしたいということで、通常の貸し出しの日数というものは、おおむね全校登校日とか、そういうものにやっておりましたが、それをふやしたいということで、今馬田小学校、まずはそこが先例となると思いますが、協議をして開館日数をふやしたいという話をさせていただいているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 司書教諭の言葉が出ましたが、12学級以上は司書教諭を置かなければならないように法改正されておりますが、朝倉市において司書教諭を導入しておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（高良恵一君） 議員おっしゃいますとおり、12学級については司書教諭の配置ということがありますので、立石小学校、甘木小学校、甘木中学校、司書教諭がおります。それ以外にも、きょうは資料持ってきておりませんが、他の学校にも司書教諭を持った教師はおるわけでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） それを聞いて安心しましたが、司書教諭のことを訪ねますと、私が訪ねた学校では、なかなかいい返事をしていただけませんでしたので、朝倉市において司書教諭が配置されているのかが心配でした。

今夏休み中も出勤してられる先生方が対応するとおっしゃいましたけれど、さっき司書の役割を述べましたように、これから司書の役割というものは大層大きなものになってきていると思います。それでなくても忙しい先生方に図書の対応までさせるといのはおかしいんじゃないかと。先生方は頑張ってくれたいと思いますけれど、何とか司書の先生が来られれば、司書の先生で対応できるものですから、できたら司書の先生を夏休み中も継続的に、切れ目のない仕事につかせてやらなければならないんじゃないかと思えます。

近隣の市町村も訪ねてみました。うきは市、小郡市、久留米市、大牟田市、ほとんどが夏休み中もちゃんと職がある、嘱託職員の立場であります。これからの子どもの図書教育を考えると、司書の先生の8月の休みというのは考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

さらに、8月の1カ月間だけ保険が切れる。その間は国民健康保険にかわるそうですが、手続をしてやっと健康保険証が来たかと思うと、次また社会保険に切りかえなければならない。その間、雇用保険はつながったままだと。少し不合理な雇用形態も伺っております。それを承知で採用に応じているといえ、それはそれまででしょうけれど、できるだけ他市町のことも考えまして、善処していただけるものならば、改善していただけるものならば考えていただきたいと思っております。

学校図書館法改正に伴う附帯決議というのが衆議院、参議院でも可決されております。国及び地方公共団体は、学校司書が継続的、安定的に職務に従事できる環境の整備に努めなければならない。それから、24年度からは国からの補助も受けていると思います。継続的、安定的な処遇改善を求めたいと思っております。

次、学校用務員について。用務員の仕事については、何か取り決めがあるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 用務員の業務ということですが、まず校舎の戸締まり及び開閉に関する事。校地・校舎内外の安全巡視、点検及び火気使用箇所の整備補助に関する事。校舎内外の施設、設備、備品等の営繕の補助に関する事。それから、ごみ処理等に関する事。暖房等の営繕及び機材機器の保全・管理に関する事。校庭の除草、花壇の手入れ等及び環境美化の補助に関する事。文書、備品の送達、受領及び緊急な連絡業務に関する事。教材、備品等の管理補助に関する事。学校行事の準備及び設営の補助に関する事。電話及び外来者の対応の補助に関する事。その他校長の指示する業務に関する事などです。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 回らせていただいた学校の用務員さんの話を伺いまして、採用時においていろんな仕事については聞いていると。だけど、赴任先の学校においては、いろいろその要求に応じて仕事をしているとおっしゃっていました。早いところでは朝7時20分ぐらいから、その場合はもちろん終了時間も早うございますけれど、特に杷木地区の学校においては、給食がセンター方式ですので、給食の時間も全部用務員さんが担当しなければいけないそうで、本当御飯を食べる暇もない、昼休み時間もないぐらいの忙しさだそうです。

そういうふうで用務員さんについては、それぞれ学校においてさまざまな仕事の形態がありますけれど、それは用務員さんと学校の先生方で話し合っ、善処していって頑張っておられるということをお聞きしました。

ただ司書の先生と同じように、用務員の方に夏休み期間の仕事がないのがどうかということもお聞きしました。司書の先生と違って、用務員の方はいろんな意見がございました。年齢制限がございませんので、年を召されている方は65過ぎておられる方もいます。その方たちは夏休みがあるということは非常にありがたい。本当夏の暑い間は出てくるのはきついとおっしゃっている方もいました。

でも、若い用務員の方は、夏休みだって仕事はたくさんあります。子どもたちに花壇の水やりなんかをお願いしています。それから、生き物も学校は飼っております。そういった世話、もちろん子どもは先生たちと一生懸命頑張っておりますけれど、なかなか行き届かないところ、そういったところ、細かいところ、目を届かせなければいけない。夏休みになったら、カーテンも洗濯したい。いろんな仕事、抱負を持って述べておられました。

夏休み期間中、毎日とは言いません。久留米が行っているように、15日でも出勤させていただければ、雇用が切れることもないと思いますし、雇用保険が切れることも、健康保険が切れることもないと思います。

調査していく中で、市民の意見として、こういうことをおっしゃる方がたくさんおられました。今のままの雇用状態だと、いい人材はほかの市町村へ流れてしまいますよ。私もその意見は重く受けとめるべきではないかと思っております。

他市町村が司書においても、切れ目のない継続的な雇用をできているということは、朝倉市も努力をすればできるのだと思います。司書、用務員の処遇の改善を求めたいと思います。

次、放課後児童健全育成事業にまいりたいと思います。学童保育の質問は、昨年6月にもしておりますが、今回は指定管理者制度ということに関して、少し質問させていただきます。

まず、朝倉市における指定管理者数、どのくらい指定管理者になっておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（浅尾静二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（石井清治君） 指定管理者制度の所管ということで、総合政策課から説明をしたいと思います。

今現在、24の公的施設の指定管理の中で3年、5年というところの中で動いております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） ありがとうございます。24ですね。そんなに多いほうではないと思いますが、指定管理者制度の目的として、調べてみました。多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

難しいのでよくわかりませんので、昨年指定管理者に決定されました三連水車の里あさくらについて検証してみますと、三連水車の里あさくらが29年度から5年間、指定管理者に決定されております。その理由といたしまして、将来的に安定的した経営を保ち、指定管理料のさらなる減額を望める、そういったことで指定管理者に決定した理由の一つがそれだと聞いております。

そうなりますと学童保育における指定管理者制度について、学童保育における効率的、要するに指定管理料のさらなる減額、そういうことにつながるとと思いますが、学童保育における効率的とは、どういうこととお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 指定管理の件でお尋ねでございまして、学童について効率的な運営ということ、お尋ねですが、指定管理制度というのは、施設の管理もございしますが、そこで実施する運営にも当たるとというのが指定管理の業務になります。

ですから、当然学童保育所の施設の管理もですが、そこで学童の運営をしていただくということも当然でございますので、学童保育所においても指定管理が適切であるというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 運営ができるということは、もちろん承知しております。だから、学童保育における効率的な運営というのは、どこを市としては目指しているのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 効率的な運営といいますが、そもそも学童保育所というのが、国の放課後児童クラブ運営指針というのを議員も御承知だと思いますが、学童の運営について、育成支援の継続性という観点から、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することがうたわれております。こういう趣旨から、効率性もございしますが、長期的、安定的に運営することということもありますので、指定管理というのを導入しています。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 2016年、昨年、全国の学童保育数2万7,638カ所、入所児童数107万6,571名、2万7,000を超す全国学童保育所の数の中で、指定管理者制度導入している学童数、把握しておられますか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 指定管理を導入している学童保育所の数ということでございますね。2016年の、これは恐らく全国学童保育連絡協議会の資料かと存じます。2016年が3,504カ所、導入しているというふうに資料では見ております。2015年が3,272カ所でございますので、昨年度よりは増加しているというような状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 指定管理者制度ができて、少しずつふえておりますと言いますが、全国学童保育数もそれ以上にふえております。ところが、運営主体、保護者会が運営主体になっている指定管理者制度を導入している学童数というのは、全国で95カ所しかありません。

ちなみに、福岡県、59市町村が取り入れておりますが、その中で指定管理者制度を導入している市町は11のみです。158カ所、その中で運営主体、保護者会が指定管理者になっているところは、朝倉市の12カ所だけです。なぜ、このように全国的に少ないと思われまじうでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 純粹に父母会とか保護者会という数は、今おっしゃったとおりでございますが、それ以外に地域運営委員会と申しまして、保護者も入った地域の団体がございます。そういうところに委託しているところもございますので、保護者会だけ、プラスそういう数もあるかと思えます。

なぜ少ないのかと申しますと、それぞれ市の考え、自治体の考えがございまして、朝倉市としては20年に策定いたしました公の施設の管理運営における方針を策定しまして、その中で学童保育所について、指定管理者が管理運営していくという方針を出してございまして、その考えを引き継いで、現在までしているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 学童保育というのは、子どもたちの毎日の安全・安心な生活を保障するのが目的であり、生活づくりが事業でございます。指定管理制度の導入は必要なかったのではないかと私は考えております。

平成23年に片山善博総務大臣が発言されております。指定管理になじまないような施設にまで指定管理の波が押し寄せているということを懸念する。本来の趣旨、目的を理解していただきたい。

朝倉市の学童保育所、12カ所ございますが、指定管理者として適正に運営されております。



すでしょうか、お尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 学童を指定管理しておりますのが12カ所ございます。これについては当然、国の放課後児童クラブ運営指針等も示されておりますので、この分についても学童にはお示ししておりますので、それに基づいて適正に実施されているかというのを確認しているところでございます。その都度、必要な指導及び助言を行いまして、学童が一定の水準を保てるよう努めているところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私も昨年から学童保育所は、時折お邪魔させていただいております。連合を組んで運営しておりますわんぱくクラブを除いて、馬田は54名おります。金川42名、そのほかは入所児童が30人以下であり、常勤も専任もいなく、甚だ不安定な運営をしております。

馬田、金川、来春統合します杷木、久喜宮というような大きな学童保育所でございますので、それなりに収入もございますし、支援員さん、指導員さんたちの教育といいですか、勉強会も進んでおりますが、ほかのどこにおいてはなかなか、勉強会に行くのも年にあるかないか。先ほど指導、助言しているとおっしゃいましたけれど、年に1回の中央に集めての説明会だけでは、支援員さんたち、指導員さんたちは本当わかっていらっしゃらないようでした。

早急に、例えば馬田とか金川、そういった大きな学童保育所におきましては、まず常勤、専任の配置を市による指導において配置していただいて、運営をまず安定させていただきたいと思います。

そのほか30人以下の学童については、NPO法人を設立するとか、運営主体を、先ほど言いましたように、保護者会じゃなくて、地域の学校とか、そういった方たちで設立しているところも、ほかはございますけど、そういった運営主体を変更するとか、もとの公設民営、委託に戻すとか、改善すべきだと私は考えております。

次に、運営指針についてですが、26年9月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、非常に長うございますが、朝倉市も策定しております。明くる27年3月に国の運営指針も策定されております。指針に基づき学童保育所が適正かつ円滑に運営されているか、定期的に確認し、指導、助言をしておられますでしょうか。先ほどと重複しますけど。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいました国の学童の設備及び運営に関する基準及び、それに基づいて市で26年9月に条例を制定しているというのは、今おっしゃったとおりでございます。それと27年3月の放課後児童クラブ運営指針、国で出されました分についても、学童保育所の代表者会議において、その内容について資料配付して説明

を行っておるところでございますので、それについては各学童、十分承知してあることかと思っておりますが、さらにそこらあたり、徹底していきたいと思います。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 馬田、もうでき上がっておりますでしょうか。先日お伺いしましたら、大きな立派な学童保育所ができ上がっております。途中、トイレは2つしかつくってもらえないというところも、一生懸命、市が頑張ってくれたんでしょう。5つもできたそうです。

金川も本当多い、40名以上いるのに狭いところで学童が生活しておりましたので、今度は予算がつきまして増設されております。そのところも金川の支援員さんたちの話を十分聞いて、立派な施設ができそうです。

杷木統合小学校の学童保育所においても、本当支援員さんたち、保護者の意見を聞いて、何回も設計を見直しされて、本当執行部は大変なことであったと思いますけど、そういうふうにして朝倉市の学童保育も、どんどんいいほうに進んでいっていると私は思っております。

ただ、まだ、朝倉東、大福、秋月小学校跡の中に利用しています学童保育所、行ったことはおありだと思いますけれど、朝倉においては、消防法には抵触しないそうですが、入り口が90センチ掛け180センチですか。あそこにドア1枚ぐらいしかございません。何かのときには非常に危ないのではないかと。トイレも1つしかないそうです。この運営指針を重視するならば、早急に改善を、何とか努力して改善していただきたいと。

秋月の学童保育につきましても、昨年も申しましたが、5時以降になると学校外の体育館、建物外の体育館にまでトイレに行けないうまいけない。その辺も考慮して、どうか改善していただきたいと思っております。

それから、改正に伴いまして、32年度から支援員が必ず、資格を持った人が必ず1人はいなければならないというふうになっておりますが、支援員の資格、認定資格研修の取得状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、平成31年度までに支援員の認定資格研修を受けるといことがございます。各学童、一支援の単位ごとに2名の支援員、そのうち1人がこの研修に参加した者というふうになっておりますので、現在、平成31年度までに計画的にそれに参加していただくようにしております。全部で研修受講の修了予定者でございますが、72名を予定しております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 回ってもしましたら、大体2名の方はどこの、わんぱくを除いて2名の方は取得されておるみたいで。皆さん、支援員資格については十分周知されておりますので、みんなで話し合っ、みんなで資格を取ろうねと話し合っておりました。

ところで、わんぱくさんにお伺いしたときに、本当わんぱくさんの支援員さんたちは、この支援員資格の勉強だけでなく、あらゆる勉強の機会を捉えて勉強に行っているそうです。1時ぐらいから集まって、本当その日の子どもたちの、どうやって保育をしようかという話し合いもなされております。

それでもなかなか、よそであっているそういった研修に参加するというのは大変なことだと思います。朝倉市での指導員研修というのは、国の予算もついていると思いますので、できると思いますが、研修をしていただけませんか。

○議長（浅尾静二君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（時津美穂君） 今の御質問ですけれども、指針の中にも研修員の研修を受けさせなければならないというのはございます。朝倉市におきましても、3月の16日ですけれども、県内4カ所ございます福岡県発達支援研修センターあおぞらというところから講演をいただこうと思っています。児童の中には気になる子もおりまして、気になる子の本人の特性、特徴を知り、それに応じたかわり方や対処の仕方、手だての方法などを、具体的な方法を学習していこうというふうに計画はしております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） せっかく国が予算措置しておりますので、朝倉市全部合わせますと相当な数の指導員さんたちがいらっしゃいますと思いますので、午前中ならば指導員さんたちも時間がございますので、朝倉市で研修会を開催していただきたいと思います。

次、指導員の処遇について、昨年から回らせていただいておりますと申しましたが、1年たってもほとんど指導員さんたちの考えは変わっておりません。ただ時間給については、市の指導もございますので。行ったときから比べると100円ぐらいは上がっております。最低賃金といいますか、朝倉市の最低賃金かどうかわかりませんが、一番、800円はもらっているみたいです。多いところでは1時間1,000円ぐらいもらっているところもございますが、何しろ常勤、専任、わんぱくさんを除いて常勤、専任がございませんので、とにかく出てきた時間数だけ掛け800円、非常に少のうございます。

お話を聞こうと思って2時ぐらいにお伺いしてもおりません。3時にお伺いしてもおりません。3時ちょっと過ぎに行きましたらいらっしゃいました。何で早くから来ないんですかと言いましたら、子どもは3時半からしか来ないので、その前の時間は認められていない。今の支援員さん、指導員さんたちの報酬に関する実態はそんなものです。

できるだけ国、県、市からの補助金、それと保護者からの料金、それで賄っておりますので、学童保育所としては、運営主体としては、できるだけ経費節減、結局経費節減、先ほど言いました指定管理者の制度の重要な目的である指定管理、経費節減というのは、結局支援員さんの報酬、給料にかかってくるのだと思います。

先ほどから申しますように、今後、学童を利用する子どもたちはふえていきます。支援員さんの仕事も大層ふえてまいります。責任ある仕事になります。きちんとした収入が得

られる、継続的に安定した職場になれるように、常勤、専任をつくっていただいて、1日最低でも5時間は保障されるような処遇の改善を望みたいと思います。

次、放課後総合プランにまいります。

放課後子ども総合プラン、その中に勉強していく中で、放課後子ども教室というのが目に入りました。私は余り勉強不足のところでしたが、放課後子ども教室というものは、どういもののでしょうか、御説明をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 放課後子ども教室につきましては、子どもたちにかかわる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等、緊急的課題に対応し、未来の日本をつくる、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育もうということで、平成16年ごろから文部科学省による緊急3カ年計画で地域子ども教室推進事業というのが始まりました。

具体的には、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点、居場所を確保し、放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援するというものであります。

その後、平成19年には、放課後子どもプランによる国の支援の仕組みを変更した補助事業であります放課後子ども教室推進事業というのを創設しています。これは小学校の余裕教室等を活用して、地域のさまざまな方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ、文化活動等の取り組みを支援する事業であります。具体的な活動は地域によってさまざまですが、各地で決めていただくことになります。

それから、これに対しまして放課後子ども教室では、対象が学童の全児童、小学校の余裕教室や運動場などを利用して、地域活動内容に合った社会教育に意欲と資質のある人材を活用し、コーディネーター、アドバイザー、安全管理員などを配置して、子どもたちを見守りながら活動するものです。

事前に学校行事やスケジュールの調整が必要ですが、参加者の入れかわりや人員変動が激しく、放課後の開催は2時間程度で、下校時から、16時から17時までというのが一般的であります。

基本的に参加は無料ですが、わずかに材料費等が必要となる場合があります。おやつ等は出ません。事例では参加に関して非常に緩やかで、参加したいときに参加して、帰りたいときに帰るといったようなやり方が多いようです。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 16年から前身たるものができてきたということですが、朝倉市では実施している教室があるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） ございません。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私、杷木文化協会で頑張っておりますが、杷木文化協会は、毎年夏休みに子ども文化体験教室というものを開催しております。絵画、習字、大正琴、茶道、短歌、囲碁など文化協会に所属している会員の方が先生になって、子どもたちに教えております。

ただ夏休みに限られておりますので、子ども教室、この子ども教室というのをお聞きしまして、この子ども教室が朝倉市でも実施できれば、もっと長期的に教えられる、すごくすばらしいプランなんだなと思いました。

放課後子ども総合プランというものは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 放課後子ども総合プランというのは、平成26年から策定されたもので、文部科学省と厚生労働省が連携して、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室、これを平成31年度までに全小学校に計画的に配備しようという目標としているものです。

福岡県では総合的な放課後対策として、アンビシャス広場、連携型アンビシャス広場及び放課後学習活動支援事業、学びの道場と言いますが、などを実施しております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 朝倉市も人口がそう多くはございませんので、子どもたちも放課後子ども教室と放課後児童クラブが別々の運営であってはならないと思っておりまして、それが総合的に一緒に一体型となって運営していくようになるというプランは、すごくすばらしいことだと思います。

それで、地域の実情に応じた、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、運営委員会というものが設置されなければならないと載っておりますが、朝倉市においては設置しているのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山南哲也君） 運営委員会は設置してございません。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 26年から国は推進しているのに、少し遅いのではないかなと思いますが、私、このプランを聞いたときに、すぐにでも子どもたちにこういった教育の場を与えたいと思いました。

特に杷木の志波地区におきましては、退職された先生が週に3日もボランティアで無料で放課後、子どもに勉強を教えてあります。こういうプランがわかっておれば、その先生に少しでも報酬、お金を、もちろんその先生は地域に恩返しのために教えているんだとお

っしゃっていますので、そういったことは求めてはいないと思いますけれど、ほかの先生方とか、そういったこと、学習プランとかいろんなことをしていく上において経費が必要になります。

そういったためにも、こういったプランを導入するということは、ぜひ必要なことではないかと思しますので、前向きな設置、この設置がない限り、総合プランというのは実働しないのではないかと思いますので、ぜひ設置していただいて、放課後子ども総合プランというものを進めていっていただきたいと思います。

そのとき、設置していないのですから、詳細はわからないかもしれませんが、学校の協力は得られるのでしょうか。例えば杷木地域の場合、今度、新築の統合小学校ができますが、新築でもそういった教室を利用したりとかできるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 今、議員がおっしゃいますように、まず学校に対して周知が足りないというのもあるんでしょうけど、地域の声はそういう子ども放課後教室ですか、そういった声は余り上がっているようには聞いておりません。

もう一つは、さっき言われたように、事前に学校行事とかスケジュールの調整というのが必要になってきますので、その辺はこれからの課題だと思います。

それから、少し、現状で申しますと、今市内の各地ではコミュニティ協議会単位で取り組まれた同様の取り組みがございます。例えば上秋月のコミュニティでは楽間のすすめ、それから安川コミュニティは寺小屋、秋月、立石、朝倉のコミュニティでは通学合宿、馬田の環境パトロール、久喜宮は農業体験という活動がございます。

今現在は、コミュニティ単位で取り組んでいるものと、今おっしゃいますような学校の中、学校の空き教室、余裕教室を使つての活動ということですので、今後はそういう周知を図りながら、まず学校にそういう要望があるかどうかをもう一回、確認しながら取り組んでいく必要があると思います。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 学校に呼ぶ、学校が決めるんですか。それとも地域住民の中からの盛り上がりで進めていくのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 今間違つて誤解されたと思いますけど、当然ながら地域の要望等がまずないとはいけませんね。そういったものがあつた後に、学校と行事調整等をしながら、放課後子ども教室を設置していくということでございます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） わかりました。ぜひ地域から声を上げていきたいとは思っておりますが、どこに声を上げていいのか、今のところ全然わかりません。周知が全然されておりませんので。文科省と厚生労働省の協働事業だと聞いておりますが、朝倉市にこうい

った放課後子ども総合プランを推進してほしいと、こういった計画でしたいと思ったら、まずどこに持っていけばいいのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山南哲也君） 平成27年12月に中央教育審議会でも新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の協働のあり方と今後の推進方策について、答申が公表されております。

この中のお話をさせていただきたいんですけど、少子高齢化とかグローバル化、地域社会の教育力の低下、それから学校が抱える地域課題の複雑化、困難化などの時代の変化に対応すべく、これからの、これまでの学校と地域が築いてきた連携・協働の関係をさらに磨き上げて、さまざまな方策を打ち出すということできてきておりますが、これからの学校と地域の連携・協働に求められる基本理念と言えるものだと思っております。

この中におきまして、従来の学校支援地域本部の活動、これは専門用語でございますけれども、要は学校後援会でありますとか学校評議委員会、それからおらが学校委員会というのが現在市内ではございますけれども、こういったものを活用した個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制づくりというようなところに発展させようという考え方でございますので、こういった組織におきまして、まずは検討をいただいて、要望として上げていただきたいということで考えております。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 私は最初申し上げましたように、朝倉市が大好きです。歴史ロマンあふれる朝倉市が大好きです。子どもたちに百人一首やいろんな昔からの言い伝え、つないでいきたいと思えます。そのための本当に素晴らしい子ども総合プランだと思います。全ての児童は放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる放課後総合プランの実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時29分休憩